

今月の内容

- ◆ 9月より、新しい「標準報酬月額」が適用されています
- ◆ 令和2年9月より  
厚生年金の標準報酬月額の上限が変わりました
- ◆ 令和2年度の「東京都最低賃金」は変わりません

## 9月より、 新しい「標準報酬月額」が適用されています

7月に提出した「算定基礎届」により、令和2年度の標準報酬月額が決定されました。  
新しい標準報酬月額は、9月から適用されています。

### ○「標準報酬月額」とは

- 標準報酬月額とは、社会保険加入者が受ける報酬月額（各種手当を含む）を、いくつかの区切りのよい幅（等級）で区分した“仮の報酬月額”のことです。
- 標準報酬月額を基にして社会保険料の額が決まります。
- 出産手当金や傷病手当金、および将来受け取る厚生年金の額も、標準報酬月額を基に算出されます。

標準報酬等級		標準報酬月額	報酬月額
健保	厚年		
1		58,000 円	～ 62,999 円
2		68,000 円	63,000 円～ 72,999 円
3		78,000 円	73,000 円～ 82,999 円
4	1	88,000 円	83,000 円～ 92,999 円
5	2	98,000 円	93,000 円～ 100,999 円
～	～	～	～
19	16	240,000 円	230,000 円～ 249,999 円
20	17	260,000 円	250,000 円～ 269,999 円
21	18	280,000 円	270,000 円～ 289,999 円
22	19	300,000 円	290,000 円～ 309,999 円
23	20	320,000 円	310,000 円～ 329,999 円
～	～	～	～
34	31	620,000 円	605,000 円～ 634,999 円
35	32	650,000 円	635,000 円～ 664,999 円
36		680,000 円	665,000 円～ 694,999 円
～	～	～	～
49		1,330,000 円	1,295,000 円～ 1,354,999 円
50		1,390,000 円	1,355,000 円～

残業代や通勤費等、  
各種手当を含めた  
給与月額

《健康保険》  
第1級(58,000 円)  
～ 第50級(1,390,000 円)

《厚生年金保険》  
第1級(88,000 円)  
～ 第32級(650,000 円)

令和2年9月より1等級追加。  
詳細は次ページ参照。

- \* 新しい標準報酬月額は、日本年金機構や健康保険組合から交付される「被保険者標準報酬決定通知書」で確認することができます。
- \* 9月に決定された標準報酬月額に基づく社会保険料は、10月に支給する給与から控除することになります。



# 令和2年9月より 厚生年金の標準報酬月額の上限が変わりました

令和2年9月より、厚生年金保険の標準報酬月額の上限等級（31級・62万円）の上に1等級追加され、上限が引き上げられました。

この改定に伴い、令和2年9月からの『厚生年金保険料額表』は、以下のように変わります。

【改定前】

標準報酬		報酬月額	厚生年金保険料	
等級	月額		全額(183.0/1000)	折半額(91.5/1000)
31	620,000円	605,000円～	113,460円	56,730円



【改定後】

標準報酬		報酬月額	厚生年金保険料	
等級	月額		全額(183.0/1000)	折半額(91.5/1000)
31	620,000円	605,000円～634,999円	113,460円	56,730円
<b>32</b>	<b>650,000円</b>	<b>635,000円～</b>	<b>118,950円</b>	<b>59,475円</b>

\*改定後の新等級に該当する方がいる事業主に対しては、9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」が郵送されてきます。

\*標準報酬月額の上限改定に際して、事業主からの届出は必要ありません。



## 令和2年度の「東京都最低賃金」は変わりません

令和2年度の東京都の最低賃金は、据え置かれることとなりました。

時間額 **1,013円**

\*東京都内の事業所においては、上記の最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。（パート・アルバイト・嘱託等に対しても、上記の最低賃金が適用されます。）

\*定額残業代を支給している場合は、定額残業代は最低賃金の対象に含まれないことにご留意ください。

【近隣県の最低賃金】

- ◆神奈川 1,012円(1円UP)
- ◆埼玉 928円(2円UP)
- ◆千葉 925円(2円UP)

※いずれも2020.10.1～

